

函館市無電柱化推進計画

令和5年2月

函館市

目 次

1. はじめに
2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針
3. 無電柱化推進計画の期間
4. 無電柱化の推進に関する目標
5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策
6. 施策を総合的, 計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

<参考資料>

- ・ 函館市無電柱化実施計画位置図

1. はじめに

(1) 背景と目的

道路上の電線や電柱は、電力供給や通信機能の確保など、わたしたちの生活に欠かせないライフラインとして設置されてきましたが、道路上に立ち並ぶ電柱や上空を横切る電線は、良好な景観を損ねるだけでなく、幅の狭い歩道上の電柱は歩行者やベビーカー、車いす利用者の通行の妨げとなっています。

また、災害時には、電柱の倒壊により道路を塞ぎ、避難や救助活動、物資輸送などに支障をきたすおそれがあるとともに、電線が切れた場合には感電の危険も生じます。

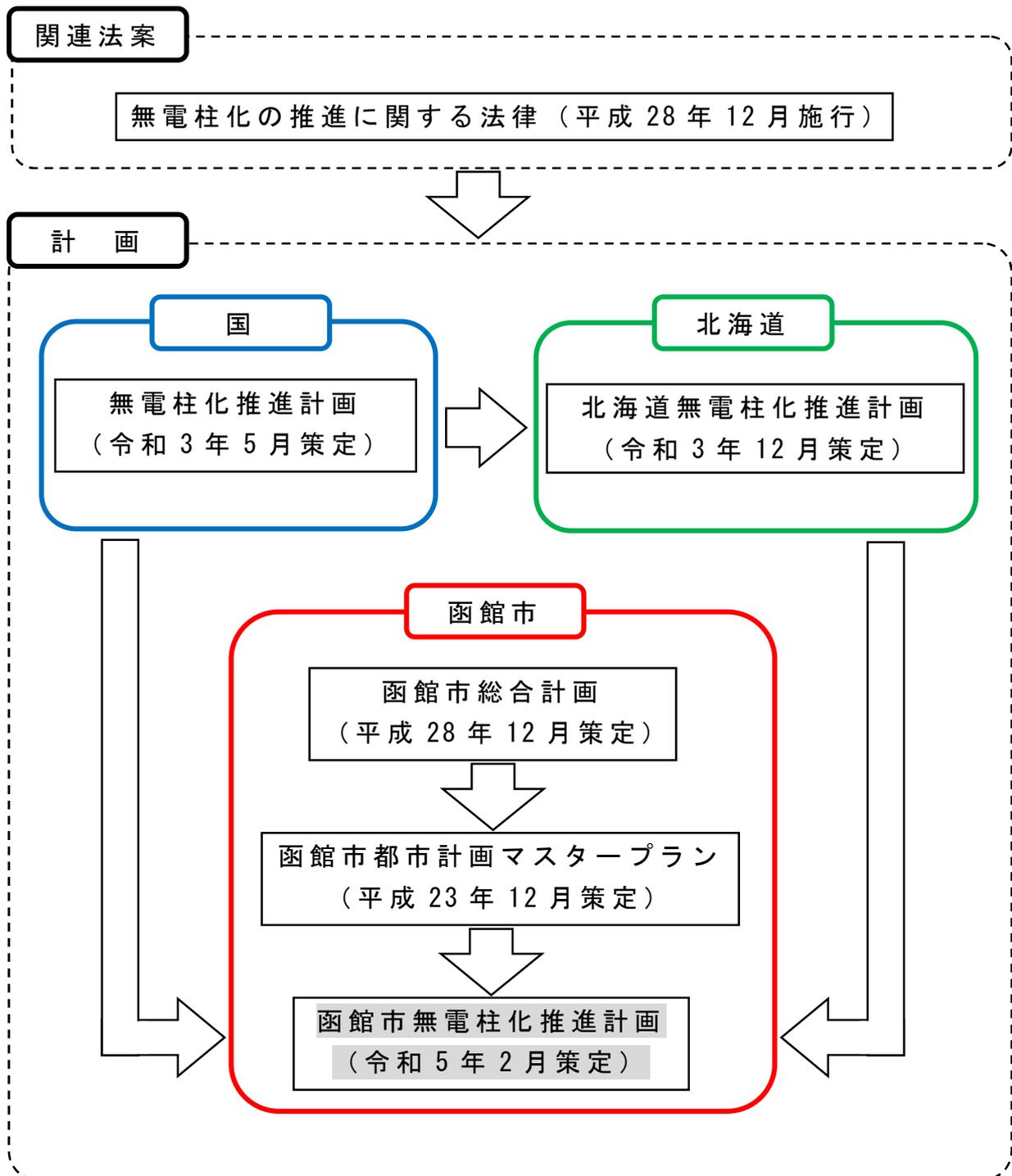
近年の災害の激甚化や頻発化、訪日外国人をはじめとした観光需要の増加等により、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成等の観点から無電柱化の重要性が増しています。

こうした中、平成28年12月に、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責任等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献することを目的とする無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。）が施行されました。無電柱化法では、国や地方公共団体、関係事業者、国民の責務等が明確化され、国には無電柱化計画の策定について義務づけられ、都道府県・市町村には、それぞれの区域における無電柱化計画の策定について努力義務が課せられました。

本市が管理する市道においても、平成の前半頃から西部地区をはじめ、JR函館駅前付近などにおいて、無電柱化の推進を図ってきましたが、令和3年5月に国の新たな「無電柱化推進計画」（計画期間は令和3年度～令和7年度）を踏まえ、より一層無電柱化を推進するため、本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、無電柱化法に基づき、国や北海道が定める無電柱化推進計画を基本とし、本市で定める総合計画や都市計画に関する諸計画を上位計画・関連計画として位置づけ、整合を図っていきます。



2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) 函館市における無電柱化の状況

本市が管理する道路では、景観の向上を目的とした西部地区の二十間坂通などの主要な坂道やJR函館駅前周辺において、2022年(令和4年)末までに整備延長で約3kmにわたり無電柱化を実施しています。

(2) 無電柱化推進の取組方針

道路の無電柱化には、多額の費用と長い期間を要するだけでなく、道路管理者、交通管理者および電線管理者など関係事業者も多数となります。そのため、国、北海道を含めた関係事業者による北海道無電柱化推進協議会などを活用し、無電柱化の対象区間の調整や事業手法の選定、具体的な工事の進め方などについて調整し、円滑な工事の実施に努めます。

また、無電柱化にあたっては、国などの補助制度を積極的に活用するとともに、新しい技術や手法などの情報収集に努めます。

(3) 無電柱化の対象道路

本市管理道路を対象とし、そのうち以下の道路において重点的に無電柱化を推進します。

① 防災性の向上

緊急輸送道路や、緊急輸送道路との連続性を確保する道路など、災害発生時に緊急車両の通行や物資の輸送等に必要な道路

② 安全・円滑な交通確保

バリアフリー特定道路や、整備済み区間との連続性を確保する主要な道路など安全・円滑な交通の確保のために必要な道路

③ 景観形成・観光振興

本市を代表する観光エリアである西部地区などの景観形成による魅力向上や観光拠点の賑わいを創出する主要な道路

④ 都心部におけるまちづくり施策との連携

中心市街地および周辺道路の整備計画、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備などの観点も踏まえた道路

3. 無電柱化推進計画の期間

本計画は本市の最上位計画である函館市総合計画の期間に合わせて2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間とします。

4. 無電柱化の推進に関する目標

本計画では、国・北海道と連携を図り、緊急輸送道路の無電柱化の確保などの観点から、計画策定時に着手している道路も含め、無電柱化の必要性が高い道路を重点的に推進することとし、2026年度（令和8年度）末までに、以下の無電柱化に着手することを目標とします。

市道路線名	整備延長	備考
市道幸坂通	1.3km	景観形成・観光振興
市道弥生坂通	1.1km	景観形成・観光振興
市道末広8号線	0.6km	景観形成・観光振興
市道公園通2号	1.2km	防災性の向上
合計	4.2km	

※整備予定箇所について電線管理者と調整を図り、準備が整った箇所から順次整備を進めていくこととなりますが、準備や調整に時間を要したり、上記箇所以外で無電柱化を実施する必要性が生じた場合は計画を変更する場合があります。

5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 多様な整備手法の活用

道路の無電柱化には、電線共同溝方式による地中化など多様な手法があります。道路や沿道の土地利用状況などを踏まえ、地域の実情に即した適切な整備手法を検討し実施します。その際には、電線管理者をはじめ、国や道、関係事業者との適切な役割分担や協議のもと進めることとします。

① 地中化方式

◆ 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき、道路管理者が二者以上の電線を収容するための地下に設ける施設である電線共同溝を整備し、電線管理者が電線および地上機器等を整備する方式。

◆ 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

◆ 要請者負担方式

区画整理事業、再開発事業、開発等において、要請者が整備する方式。

◆ 単独地中化方式

電線管理者が整備し、管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する方式。

② 地中化方式以外

◆ 軒下配線方式

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

◆ 裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱や電線等を配置する方式。

(2) 低コスト手法の導入

無電柱化を推進するにあたり、主な課題の一つである多額な整備コストは、計画進捗に大きく影響することから、低コスト化が求められています。

国では平成30年度に無電柱化の低コスト手法が示された「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)Ver.2」が発出されています。

また、北海道では令和2年度に積雪寒冷地に配慮した電線共同溝の計画、調査、設計および施工の標準が示された「電線共同溝技術マニュアル(案)第4.3版」が改訂され、低コスト化のための比較検討を徹底することとしています。

これらを参考とし、本市でも浅層埋設^{※1}等の低コスト手法による整備を積極的に検討します。

(3) 新設電柱の抑制

① 新設電柱の占用制限の実施

国および北海道では緊急輸送道路における新設電柱の占用の禁止または制限を実施しており、本市が管理する緊急輸送道路においても実施する予定です。

② 道路事業と併せた無電柱化の検討

無電柱化法第12条に基づき、道路事業と併せて無電柱化する事業について、無電柱化の必要性および実施可能性を検討したうえで電線管理者と連携し効率的に無電柱化を推進します。

③ 地中化に伴う占用料減免措置の導入

本市では架空の占用物を地中に埋設する場合は、国の通知に基づき占用料を減免する措置を実施しています。

(4) 関係者との連携

無電柱化を推進していくためには、道路管理者や電線管理者、工事関係者等との連携が不可欠であり、関係者との検討、調整を行う北海道無電柱化推進協議会^{※2}に支援を仰ぐとともに事業のスピードアップ化に取り組んでいきます。

※1 浅層埋設

管路を従来よりも浅い位置に埋設する方式。埋設位置が浅くなることで、掘削土量の削減や、特殊部のコンパクト化、既存埋設物（上下水道管やガス管等）の上部空間への埋設が可能となることによる支障移設の減少等の特徴がある。

※2 北海道無電柱化推進協議会

北海道における無電柱化に関する基本構想、電線共同溝に関する技術的事項、その他、無電柱化に関する必要な事項に関し、検討や調整を行う。

協議会構成員は、国、北海道、札幌市の道路管理者と電線管理者等である。

6. 施策を総合的，計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

◎ 無電柱化の目的，重要性に関する広報・啓発活動

国や北海道と連携し，無電柱化の意義や効果について広く市民の理解を深めるため，11月10日の「無電柱化の日」に合わせたパネル展の開催等，無電柱化に関する広報・啓発活動の充実に努めます。

< 参考資料 >

函館市無電柱化実施計画位置図

- 凡例
- 実施済み区間
 - 整備計画区間
 - 緊急輸送道路

中臨港通、若松4号線、若松広路
駅前広場北通、若松18~19号線、臨港若松北線、
(H14~15実施)

末広1号線 (H7実施)

幸坂通 (計画)
L=1.3km

弥生坂通 (計画)
L=1.1km

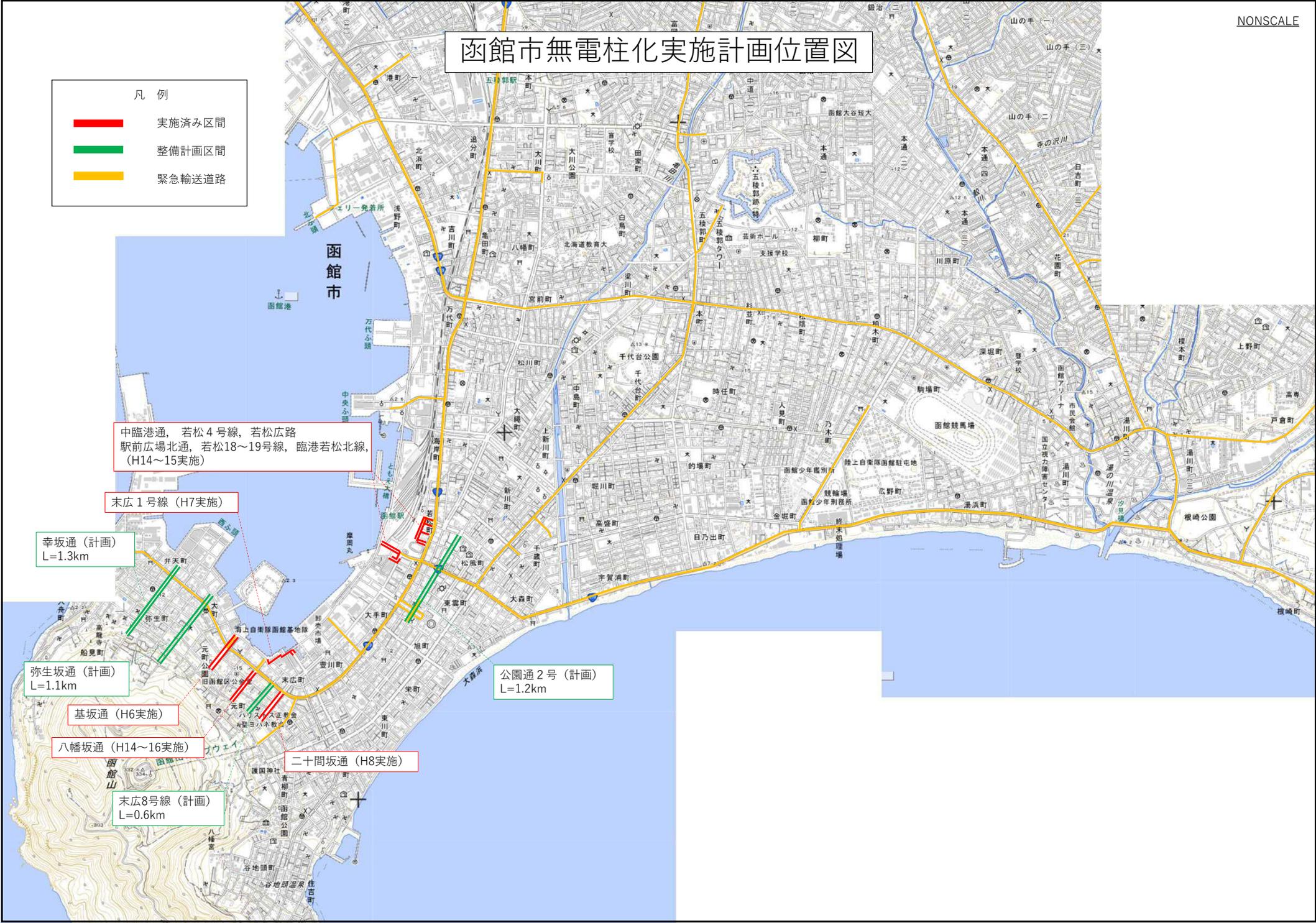
基坂通 (H6実施)

八幡坂通 (H14~16実施)

末広8号線 (計画)
L=0.6km

二十間坂通 (H8実施)

公園通2号 (計画)
L=1.2km



函館市無電柱化推進計画

(令和5年2月策定)

函館市土木部道路建設課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL:0138-21-3419

FAX:0138-22-4005

E-mail:gairo@city.hakodate.hokkaido.jp